

[事案 2021-276] 新契約無効請求

・令和4年7月11日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

既契約の養老保険を平成24年8月に解約して、同年9月に契約した終身保険について、以下等の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人から、既契約の養老保険と同じ内容との説明を受けたため、保険料総額は約400万円で、保険料支払期間は10～11年間であると理解していたが、実際には、保険料総額は約700万円で、保険料支払期間は18年間であった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、設計書等を使用して、契約内容を十分に説明しており、申立人も理解し、納得して契約した。
- (2)設計書には、本契約が終身保険であることのほか、保険料総額、保険料払込期間が明記されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。